

鳥取県介護職員・小規模事業所グループ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則という。」）を遵守し、同規則第4条の規定に基づき、鳥取県介護職員・小規模事業所グループ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、介護分野において、現場で働く職員や事業所自らが積極的に取り組む共同による求人活動や合同研修等を行う事業を支援し、人材の確保・育成・定着を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）と同表の第4欄に掲げる補助限度額を比較して少ない方の額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

第4条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 県社協会長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに県社協会長に報告し、県社協会長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県社協に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助限度額
<p>介護職員・小規模事業所グループ支援事業</p>	<p>社会福祉施設・事業所及びその職員で組織するグループ</p>	<p>単独では介護人材の確保・育成・定着に取り組むことが困難な小規模事業所等が、複数の事業所等でグループを形成し、共同により行う次の事業を実施するのに要する経費</p> <p>報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料</p> <p>(1) 対象事業</p> <p>(ア) 介護従事者等の職員確保のための共同求人活動・求人説明会</p> <p>(イ) 人材育成のための合同研修・人事交流</p> <p>(ウ) 介護職のイメージアップのための広報</p> <p>(エ) 離職防止のための悩みを共有する場所づくり、職場環境改善の取組</p> <p>(オ) その他介護人材の確保のため適当と認められる事業</p> <p>(2) 対象グループ</p> <p>2以上の事業所で組織し、次の(ア)～(ウ)のいずれかを満たす事業所が主として参加するグループ（ただし、同一法人の事業所のみは対象外。）または、5人以上の介護職員で組織する(エ)を満たすグループ（ただし、同一法人の職員のみは対象外）</p> <p>(ア) 定員が施設サービスで50人以下、在宅サービスで20人以下の施設・事業所</p> <p>(イ) 運営している施設・事業所の種類・数が単一である法人の施設・事業所（訪問介護事業所やデイサービスなどの事業所（定員20名以下）が併設されている施設を含む）</p> <p>(ウ) 少額の繰越金のみ所有しており、経営基盤が脆弱と判断される施設・事業所</p> <p>(エ) 介護職員等が事業所間を越えて自ら組織するグループ</p>	<p>1グループにつき200千円を上限とする。</p>